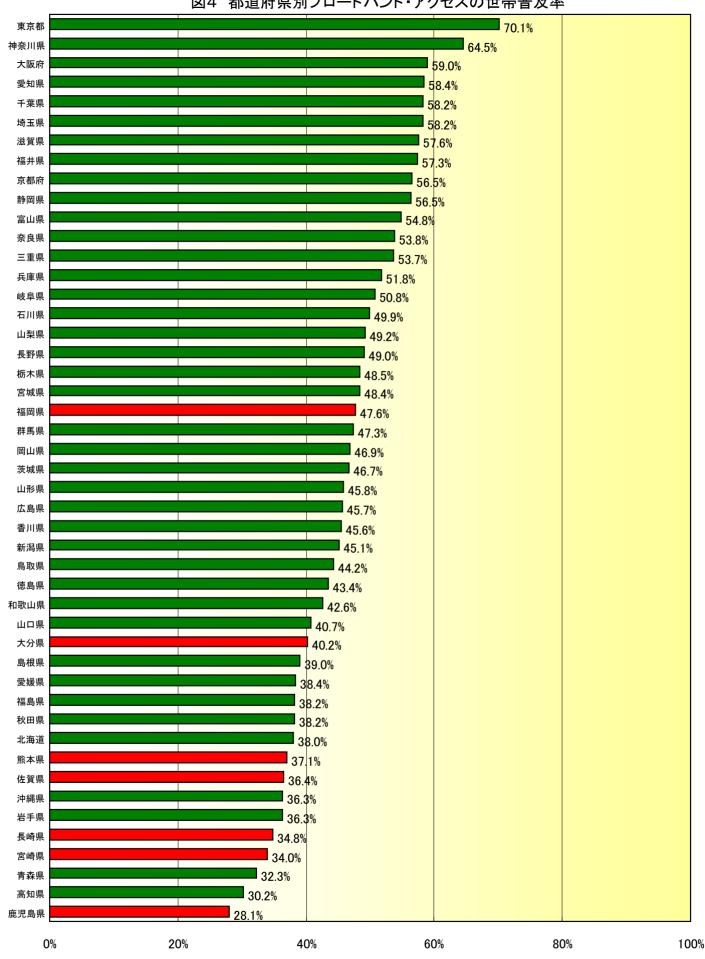
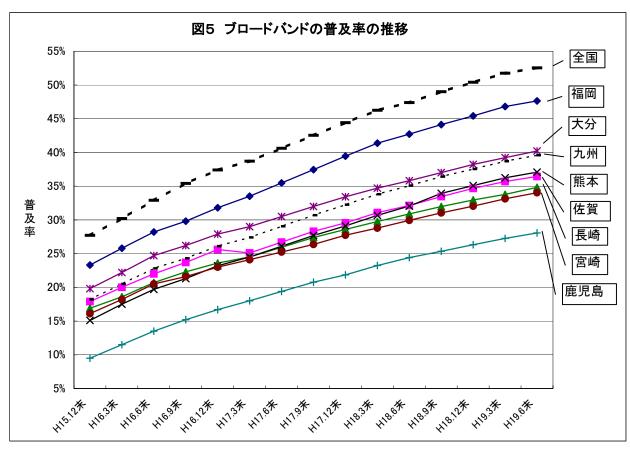
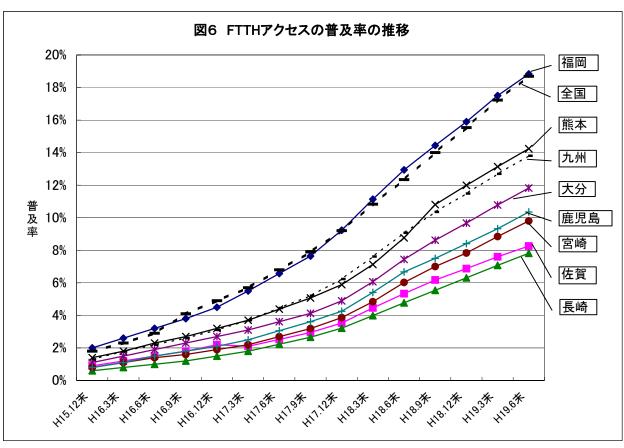


注 全国の都道府県別のブロードバンド普及状況は図4を参照。

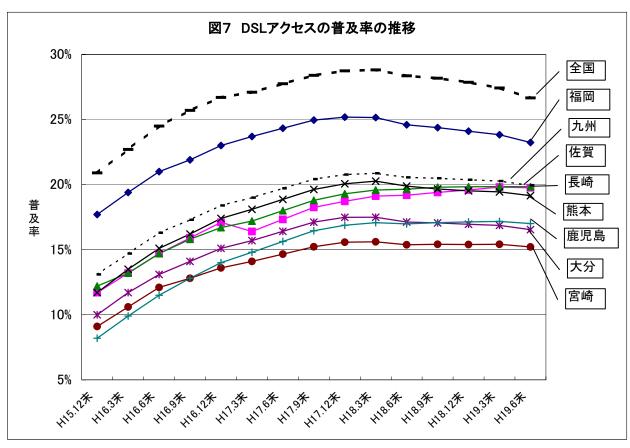
図4 都道府県別ブロードバンド・アクセスの世帯普及率

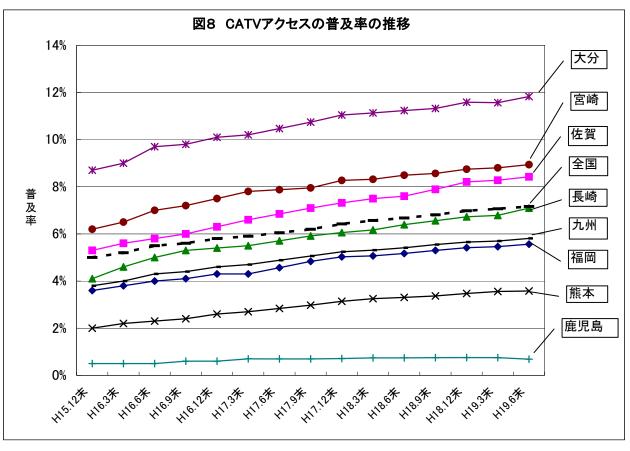






注 電気通信事業報告規則の改正(平成16年4月1日)により、DSL等ブロードバンドアクセスの契約数については、総務大臣あて報告を行うことが規定されたことから、平成17年3月以降の県別データについては、報告規則に基づく報告数です。これ以前のデータは、当局が管内のブロードバンドの普及動向を把握するため、任意に電気通信事業者からデータを収集してきたものです。また、平成17年6月末のデータについては推計値となっています。





注 電気通信事業報告規則の改正(平成16年4月1日)により、DSL等ブロードバンドアクセスの契約数については、総務大臣あて報告を行うことが規定されたことから、平成17年3月以降の県別データについては、報告規則に基づく報告数です。これ以前のデータは、当局が管内のブロードバンドの普及動向を把握するため、任意に電気通信事業者からデータを収集してきたものです。また、平成17年6月末のデータについては推計値となっています。